

15

国民年金の保険料の一部免除について教えてください

申請免除には、全額免除、4分の3免除、半額免除および4分の1免除の4種類があります。

国民年金の保険料免除制度のうち申請免除には、全額免除のほかに、4分の3免除、半額免除および4分の1免除の4種類があります。これらの一部免除は、保険料の一部を納付することにより、残りの保険料の納付が免除となる制度です。

納付する保険料額は、4分の3免除の場合3,810円、半額免除の場合7,630円、4分の1免除の場合11,400円となります（平成26年度の月額）。

なお、一部免除を受けて残りの保険料を納付しなかった場合は、その期間の一部免除が無効（未納と同じ）となるため注意する必要があります。

全額免除、4分の3免除、半額免除および4分の1免除について、基準となる所得金額、年金額の計算を整理してみるとそれぞれ次のようになっています。

免除される保険料の割合	基準となる所得金額	免除期間分の年金額 (国庫負担3分の1)	免除期間分の年金額 (国庫負担2分の1)
全額	(扶養親族等の数+1) ×35万円+22万円	3分の1に減額	2分の1に減額
4分の3	78万円+扶養親族等の数 ×38万円※	2分の1に減額	8分の5に減額
半額	118万円+扶養親族等の数 ×38万円※	3分の2に減額	4分の3に減額
4分の1	158万円+扶養親族等の数 ×38万円※	6分の5に減額	8分の7に減額

※扶養親族等の数×38万円とあるのは目安です。具体的には「扶養親族等控除額+社会保険料控除額等」となります。

●一部免除の世帯構成別の所得基準のめやす

世帯構成	全額免除	3/4免除	1/2免除	1/4免除
4人世帯(夫婦、子2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯(夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

※申請の時期によって、前々年の所得で審査を行う場合があります。